

処遇首席指示第 1 4 号

令和 3 年 3 月 1 8 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

面会の立会及び信書の検査に係る運用等について

標記について、令和 3 年 3 月 1 5 日付け所長指示第 9 号「当所執行受刑者の面会の立会及び信書の検査等について」に規定するところによるほか、下記のとおりとするので了解願います。

記

1 面会の立会等について

(1) 面会記録表（別紙 1）の作成

面会係職員は、当所執行受刑者に制限区分及び優遇区分の指定又は指定の変更があった場合は、面会記録表にその旨を記載すること。

なお、面会記録表は、各受刑者の面会表に貼付して管理すること。

(2) 面会の立会に係る判断

ア 面会係職員は、当所において制限区分の指定を受けた受刑者が立会による面会を 3 回実施し、一定の要件を満たす場合は、面会記録表の「録画面会・無立会及び面会人の別（許可日）」欄に、第 3 種の指定を受けている受刑者については、親族との面会を「録画面会」と、第 2 種以上の指定を受けている受刑者については「無立会」とそれぞれ記載し、該当する面会人及び許可日を記入した上、所管の統括矯正処遇官に報告すること。

イ 上記報告を受けた統括矯正処遇官は、録画面会又は無立会面会の基準に該当し、同面会を許可する場合は、次のとおり取り計らうこと。

(ア) 面会記録表の記載内容を確認した上、「統括印」欄に押印すること。

(イ) 面会表の「許可」及び「立会省略」欄に押印し、録画面会とする場合は、「要旨」欄に「録画面会」と、無立会とする場合は同欄に「無立会」と記載すること。

(3) 留意事項

録画面会・無立会面会が許可となっている場合であっても、面会実績のない者（初回）との面会時は立会を付すことに留意するとともに、複数の面会人と同時に面会を許可する場合において、1 人でも面会実績のない者が含ま

れるときは、立会を付すものとする。

2 信書の検査等について

(1) 書信記録表（別紙 2）の作成

書信係職員は、当所執行受刑者に制限区分及び優遇区分の指定又は指定の変更があった場合は、書信記録表にその旨を記載すること。

なお、書信記録表は、各受刑者の書信表に貼付して管理すること。

(2) 信書の検査に係る判断

ア 書信係職員は、当所において制限区分の指定を受けてから信書の発受の検査を 5 回実施し、特に問題がなかった場合は、書信表の「要旨」の欄に「検査省略」を、書信記録表の「検査省略（親族のみ）許可日」欄に許可日を記入し、所管の統括矯正処遇官に報告すること。

イ 上記報告を受けた統括矯正処遇官は、信書の検査の基準に該当し、検査省略を許可する場合は、次のとおり取り計らうこと。

(ア) 書信記録表の記載内容を確認した上、「統括印」欄に押印すること。

(イ) 書信表の「許可」欄に押印すること。

別紙 1

面会記録表

| 指定日 | 制限区分 | 優遇区分 | 録画面会・無立会及び面会人の別（許可日） | 統括印 |
|-------|------|------|----------------------|-----|
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | (. .) | |

※

| | |
|-----|-----|
| 第1類 | 月7回 |
| 第2類 | 月5回 |
| 第3類 | 月3回 |
| 第4類 | 月2回 |
| 第5類 | 月2回 |

※

| | | |
|------------------------------------|-------------------|---------|
| 第1種 | 親族（内縁関係含む。）及び親族以外 | 無立会 |
| 第2種（上・下） | 同上 | |
| 第3種 | 親族・録画面会 | 親族以外・立会 |
| 第4種 | 親族及び親族以外 | 立会 |
| ★面会実績ない者（初回の面会人）は立会を付す。 | | |
| ★制限区分の指定を受けてから3回目までは、親族であっても立会を付す。 | | |

別紙 2

書信記録表

| 指定日 | 制限区分 | 優遇区分 | 検査省略（親族のみ）許可日 | 統括印 |
|-------|------|------|---------------|-----|
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |
| 年 月 日 | 種 | 類 | . | |

※

| | |
|-----|------|
| 第1類 | 月10通 |
| 第2類 | 月7通 |
| 第3類 | 月5通 |
| 第4類 | 月5通 |
| 第5類 | 月4通 |

※

| |
|---|
| <p>第3種以上 親族（内縁関係を含む。） 検査省略 親族以外 要検査</p> <p>★制限区分の指定を受けてから発受を5回目までは、親族であっても検査を要する。</p> <p>★検査省略の場合であっても、通信文以外の物品が封入されていないか、欄外記載がないかなど確認する。</p> <p>また、発受信の実績がない親族に係る信書については、必要に応じて検査する。</p> |
|---|